

■世帯主が代表し申請

「特別定額給付金」は新型コロナウイルス緊急経済対策として、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、総務省が実施する給付金。手続きは地元各自治体で行い、対象者1人あたり10万円を給付する。対象となるのは令和2年4月27日時点で佐賀市の住民基本台帳に登録されている人。外国も対象。なお、4月28日以降に生まれた児童は対象にならない。佐賀市の場合、約23万人が該当する。

申請は新型コロナウイルス感染防止のため、「郵送」と「オンライン」の2種類があるが、自力での申請が困難な方のために本庁及び支所で窓口受付も行う。いずれも「世帯主」が代表して世帯全員分の申請を行う。世帯員それぞれへの個別の給付はできない。「世帯主」の身体が不自由な場合などは代理人による申請も可能だ。

「郵送申請」は5月15日以降、各家庭に届く「申請書」で行う。「世帯主」宛てに郵送された申請書に同封してある「記入例」を参考に必要事項を記入する。申請書にはあらかじめ、世帯主の氏名や住所と世帯員などが記入されている。必要な添付書類は「申請者本人確認書類」と「申請者本人名義の振り込み先口座の確認書類」の写し。「申請者本人確認書類」は運転免許証や健康保険証、マイナンバーカードなど。振り込み先口座の確認書類は「金

1人あたり10万円を給付

特別定額給付金 佐賀市の場合

給付対象者

基準日(令和2年4月27日)時点で、住民基本台帳に登録されている者

受給権者

給付対象者の属する世帯の世帯主

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、給付金の申請方法は、原則次の「**① 郵送申請方式**」「**② オンライン申請方式**」となります。

※なお、窓口における申請も行っています。できる限り返信用封筒による郵送をおすすめします。

① 郵送申請方式

① 佐賀市から申請書が届きます

申請書は、**基準日(令和2年4月27日)**において、**住民基本台帳に記載**されている受給権者(世帯主)に佐賀市から送付されます。

② 佐賀市へ申請書を提出

佐賀市から受給権者宛に郵送された申請書に**振込先口座**を記入し、**振込先口座の確認書類と本人確認書類の写し**とともに佐賀市に郵送。

③ 受給権者(世帯主)が受給します

② オンライン申請方式

佐賀市は5月1日からオンライン申請の受付を開始しています。

① 専用サイトにアクセス 「マイナポータル」にアクセス

利用には受給権者(世帯主)の**マイナンバーカード**が必要です。

② 専用サイトで申請

申請内容を入力し、振込先口座の確認書類(画像)をアップロードしてマイナンバーカードによる電子署名で本人確認

給付額 給付対象者1人につき **10万円**

申請受付期限 **8月17日(月) 当日消印有効**

詳しくは ▶ 佐賀市特別定額給付金コールセンター ☎0952-41-7681

融機関名/口座番号/口座名義人」が分かる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面のコピーを用意する。添付書類は申請書類の指定個所に貼り付ける。

申請書類が完成したら、同封されていた切手不要の返信用封筒で郵送する。申請期間は8月17日まで。郵送の場合は当日消印有効。「決定通知書」が自宅に届いた後、口座に振

り込まれるという流れになる。振込の目安は申請書類投函後、約2週間前後の予定だ。

「オンライン申請」は専用サイトにアクセス後、申請内容を入力して、確認書類(画像)をアップロードする。本人確認をマイナンバーカードによる電子署名で行う。マイナンバーカード読取り対応のスマホ、またはパソコンとICカードリーダーが必要だ。郵送書

新型コロナ

経済対策を調べてみた



新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言、それに伴う休業要請などにより、社会全体が大きなダメージを受けた。その対策として国や佐賀市、佐賀県はさまざまな経済対策を実施している。今月号の特集では、その主なものをピックアップした。それぞれの申請は一見、煩雑そうに思えるが、極力書類の数を減らすように工夫されていると感じた。また共通する必要があるが多く、重複申請OKなものもあり、ひとつに申請すれば、他のものも出しやすい。受給者の状況に応じて細やかに対応できるように準備されている。自分が申請条件を満たすかどうか、簡単な情報だけで判断するのはなく、各問い合わせ先に相談してほしい。

対新型コロナ「佐賀型 チャレンジ事業者 持続化支援金」

佐賀県では、新型コロナウイルス感染症対策として、国の持続化給付金制度の給付対象にならない（令和2年1月以降に創業や店舗などを拡大した）事業者等に対し、県独自の支援金を交付

佐賀型チャレンジ事業者持続化支援金制度とは

対象者

国の持続化給付金の対象とならない事業者の内、
・2020年1月1日から4月30日までの間に創業した事業者
・2020年1月1日から4月30日までの間に店舗など事業所を拡大した事業者

支給額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**（国と同額）
※ただし、事業計画等から算定した売上（12カ月分）からの減少分が上限

支援額の計算方法 **{(事業計画等で想定したひと月の事業収入)－(2020年のあるひと月の事業収入)}×12カ月**

給付対象の主な要件（※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象）

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業計画等から想定したひと月の事業収入から、2020年のあるひと月の事業収入を比較して、50%以上減少している事業者
- 2 今後も事業を継続する意思がある事業者
- 3 法人の場合は、①資本金の額または出資の総額が10億円未満、または、
②上記の定めがない場合、常時使用する従業員が2,000人以下の事業者
（注意）県からの支援金交付後、国の持続化給付金の対象となったことで、国の給付を希望する際は国からの給付前に、県の支援金を返還する必要があります。（重複申請不可）

受付期間 **令和2年5月1日から令和3年1月15日まで（当日消印有効）**

問い合わせ先 **佐賀県対新型コロナ事業者向け支援制度相談センター** **受付時間** 8時30分～21時
☎0952-25-7462（土・日・祝日もお電話いただけます）

県独自「創業」と「事業拡大」対象に

■事業計画書等で算定
地元自治体にも事業者向け支援金がある。佐賀県は「佐賀型チャレンジ事業者持続化支援金」で、国の「持続化給付金」制度の対象とならない事業者に対して独自の支援を行う。対象は令和2年1月以降に「創業」または「店舗などの事業所を拡大した」事業者。給付額は法人が200万円以下、個人事業者が100万円以下で、事業計画等を利用して算定した事業収入の減少分が対象となる。

国の持続化給付金は給付対象者として「2019年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること」という条件をあげており、2020年に創業した事業者は給付を受けることができる。また、「2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること」という条件もある。事業拡張した直後の事業者の場合、新型コロナウイルスの影響を受けつつも、事業総体で見た場合、事業収入が前年同月比で半分以下ではないというケースもあり、給付対象外となってしまう。そこで佐賀県は「前年同月比」を示すための

■売上50%減が対象
会社経営者や個人事業者には「持続化給付金」がある。感染症拡大により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧となることを目的とし

■児童1人あたり1万円
国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として行われる「子育て世帯への臨時特別給付金」では、児童手当を受給する世帯に対し、その対象児童1人あたり1万円が給付される。基本的に申請等の手続は必要ない。

支給対象は令和2年3月31日の時点で0歳から中学3年生までの児童。4月1日以降に生まれた児童は対象外となる。対象者には5月8日に通知文を送付している（公務員は職場から連絡）。児童手当の口座に6月15日、振り込まれる予定。指定口座の解約・変更等をしている場合は、届出等が必要になる。12月末までに対応がない場合、本給付が受けられなくなるので注意が必要だ。問い合わせは佐賀市役所子育て給付係（0952-407252）。

た、事業全般に広く使える給付金だ。給付額は中小法人等は200万円、個人事業者等は100万円（ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限）。対象は「新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者」であり、「2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者」。法人の場合は「資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、

持続化給付金とは？
感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧とするため事業全般に広く使える給付金を支給。

給付額 中小法人等は **200万円**、個人事業者等は **100万円**
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限

売上減少分の計算方法
前年の総売上（事業収入）－（前年同月比 ▲50%月の売上 × 12ヶ月）

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
- 2 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
- 3 法人の場合は、
①**資本金の額または出資の総額が10億円未満、または、**
②**上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下**
である事業者

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例あり
※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができない
※詳細は、申請要領等を確認

相談ダイヤル ※申請支援窓口の設置場所等については、詳細が決まり次第公表

持続化給付金事業 コールセンター **0120-115-570**
[IP電話専用回線] ☎03-6831-0613

受付時間／8:30～19:00
5月・6月（毎日）7月から12月（土曜日を除く日から金曜日）

！「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者」。申請は基本的に同サイト（<https://jizokuka-kyufu.jp/>）での「電子申請」。

申請には「確定申告書類」と「2020年分の対象とする月（対象月＝新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少した月）の売上台帳等」、「通帳の写し（銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認でき

る部分」が必要。個人事業者はさらに「本人確認書（運転免許証など）の写し」がいる。申請後、通常2週間程度で給付通知書が発送され、銀行口座に入金される。申請期間は令和3年1月15日まで。

緊急経済対策の家計・企業支援策

2020年5月17日現在

家 計	制 度	相談・申し込み先	内 容
	特別定額給付金	市区町村に郵送かインターネットで申請	すべての国民を対象に一律 10 万円給付
	子育て世帯への給付金	原則申込み不要。公務員は市区町村に申請	児童手当の受給世帯に子ども 1 人当たり 1 万円支給
	住居確保給付金の対象拡大	自治体や社会福祉法人が運営する相談窓口	賃貸住宅に住み続けられなくなる恐れがある人に家賃相当額を支給
	緊急小口資金の貸し付け	全国の社会福祉協議会	一時的な資金が必要な世帯に最大 20 万円融資。条件次第で返済免除
	総合支援資金の貸し付け	全国の社会福祉協議会	失業した世帯などの生活再建のため最大 60 万円融資。条件次第で返済免除
	国民健康保険料、介護保険料の減免	住民登録している市区町村	収入が前年から3割以上減った家庭などの保険料軽減
	高等教育の無償化	学校	家庭の収入が急減した学生に授業料減免や給付型奨学金支給
企 業	電気・ガス・水道料金の支払い猶予	契約先の電力、ガス会社、自治体	収入減で料金の支払いが難しくなった世帯に支払期限を延長

企 業	持続化給付金	インターネット申請が基本	収入半減の中小企業に最大 200 万円、個人事業主に最大 100 万円支給
	雇用調整助成金の特別措置	都道府県労働局や全国のハローワーク	休業要請に応じた中小企業には賃金の 100% の休業手当を支払うなどすれば全額助成
	衛生環境激変対策特別貸付制度の拡充	日本政策金融公庫の店舗	売り上げが 10%以上減少した旅館や飲食店などに融資枠を最大 3,000万円追加
	法人税や消費税などの納税猶予	各地の税務署	2月以降の売り上げが2割以上減った企業に無担保、延滞税なしで 1 年間納付猶予

でのいずれか 1 か月の売上が、前年同月比で 50 % 以上減少」している事業者のうち、「国の持続化給付金の支給を受けた」、「令和 2 年 3 月以降にセーフティネット保証制度等を活用し、新たに融資を受けた」などの他 2 条件のうち 1 つを満たし、申請時に「基本」または「上乗せ条件を満たす場合」のいずれかを選択する必要がある。「基本」で支援金の支給を受けた事業者が、受給した後に、売上が前年同月比で 50 % 以上減少することとなった場合は、別途、上乗せ分を申請することは可能。

申請書類は佐賀市役所ウェブサイトのほか、市役所や商工会議所で配布している。必要な添付書類は「佐賀市内で事業を営んでいることが分かる書類（営業許可証、登記事項証明書Ⅱ発行後 3 か月以内、確定申告書等の写し）、「売上が減少した月の売上を示した帳簿（売上台帳）等の写し」、「上記の減少月の前年同月の売上を示した帳簿（売上台帳）等の写し」、「振込口座通帳の口座名義人（名義人・フリガナ）、支店名及び口座番号が記載された個所の写し」。また「上乗せ条件」で申請する場合は「持続化給付金に係る給付通知書（葉書）の写し」など、要件を満たすことを実証できる書類が必要となる。

申請は郵送で期限は令和 2 年 8 月 28 日必着。審査書類を審査し交付決定後、「交付決定及び確定通知書」が送付される。支給は申請書類の受理後、2 週間程度の予定。

資料の代わりとして「事業計画等」を用いることで、国の給付金の対象外となる事業者をサポートする制度をつくった。2020 年 1 月から 12 月までの任意のひと月の事業収入が、創業又は店舗などの事業所を拡大時に計画していたひと月当たりの事業収入（前年同月の事業収入がある際は、それを含む）と比較して、50 % 以上減少した場合、申請することができる。支援額の算出方法は「2020 年 1 月 1 日から 4 月 30 日までに創業した事業者」の場合、「創業時の事業計画等で想定したひと月の事業収入から、2020 年 1 月から 12 月までの間で任意に選択したひと月の事業収入を差し引き、それに 12 を乗じた額（千円未満の端数は切り捨て）」、「2020 年 1 月 1 日から 4 月 30 日までに店舗などの事業所を拡大した事業者」は「店舗などの事業所を拡大時の事業計画等で想定したひと月の事業収入と任意に選択した前年同月の事業収入を合算したものから、比較対象となる 2020 年のひと月の事業収入を差し引き、12 を乗じた額（千円未満の端数は切り捨て）」。

交付申請書類は佐賀県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00374225/index.html>）からダウンロードできるほか、佐賀県産業労働部産業政策課（佐賀県庁新館 9 階）、佐賀県内各市町の商工担当課、佐賀県内各商工団体の窓口で入手できる。提出方法は郵送のみ。申請内容の確認後、通常 2 週間程度で、交付決定通知書を発送し、口座に入金する。受付期間は令和 3 年 1 月 15 日まで

佐賀市 最大法人40万 個人20万

（※ 1）

「前年売上がない創業者等」の特例

申請時点で創業 1 年 1 か月未満の事業者は、比較対象となる売上がないため以下の方法によって比較します。

令和元年 12 月の 売上がある場合	令和元年 12 月の売上 — 最近 1 か月の売上 令和元年 12 月の売上
令和 2 年 1 月 以降の創業者	最近 3 か月の売上の平均 — 最近 1 か月の売上 最近 3 か月の売上の平均

「前年以降、店舗増加等を行った事業者」の場合の特例

前年以降、店舗増加等を行った事業者は、単純な売上の前年比較が難しいため、以下の方法によって比較します。

前年同月の売上 — 今年の売上減少月の売上のうち業容拡大前の部分 前年同月の売上

人 20 万円、個人事業者 10 万円が上乗せされる。対象者の条件は、「佐賀市内で事業を営んでいる中小企業者」で、「令和 2 年 1 月から 7 月までのいずれか 1 か月の売上が、前年同月比で 20 % 以上減少していること」など。佐賀市外に本社がある場合でも、支店が佐賀にあれば OK。中小企業者とは中小企業信用保険法第 2 条に定める「中小企業者」のこと。また農業、林業（素材生産業、素材生産サービス業除く）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を除く）以外の業種の事業を行っていることが条件となっている。協同組合、協業組合、特定非営利活動法人等が事業を行う場合も対象となる。

売上減少率に関して、「前年売上がない創業者等」の特例がある。創業 1 年 1 か月未満の事業者は、申請 時点で比較対象となる売上がないため、以下の方法によって比較する。

「令和元年 12 月の売上がある場合」は（令和元年 12 月の売上）÷「最近 1 か月の売上」／「令和元年 12 月の売上」。「令和 2 年 1 月以降の創業者」は（最近 3 か月の売上の平均）÷「最近 1 か月の売上」／「最近 3 か月の売上の平均」。「前年以降、店舗増加等を行った事業者」の場合も単純な前年比較が難しかったため、「前年同月の売上」÷「今年の売上減少月の売上のうち業容拡大前の部分」／「前年同月の売上」（※ 1）という方法で比較し、売上が規定以上減少した場合は申請可能となる。

「上乗せ条件」は「令和 2 年 1 月から 7 月ま

（当日消印有効）。

「上乗せ条件」を設定

佐賀市も独自事業で支援する。売上が大きく減少している佐賀市内の事業者を支援するため「佐賀市事業継続支援金」をスタートした。支給額は基本的に一律、法人 20 万円、個人事業者 10 万円。さらに条件を満たせば、法